

平成 21 年 4 月 6 日

文部科学省原子力規制室

メガポート・イニシアティブについて

1. 背景及び概要締結

メガポート・イニシアティブ(MI)とは、平成15年から米国エネルギー省(DOE)が中心となって核物質その他の放射性物質の拡散を防止することを目的に推進する取組みであり、英国、オランダ等世界の国々及び地域の主要港に放射線検知装置を設置し、港湾における積荷の検査能力強化を図るものである。

我が国においては、テロ対策及び核不拡散に資する取組みの一環として、米国と連携の下、当該パイロット・プロジェクトを実施することとした。

これまで、核物質及び放射性物質の不法な取引の発見及び阻止を行うべく、①米国政府と受入国政府との合意、②米国政府と受入政府共同で参加港の技術的調査を実施、③技術的調査結果に基づき港湾に放射性物質探知装置を設置、④米国政府による装置の運用及び管理に係る研修の実施を行ってきた経緯があり、こうした準備を経て、現在、輸出入される貨物コンテナ中の放射性物質の検知を行っているところである。

2. プロジェクトの内容

(1) 開始時期

3月2日(月)～

(2) 実施場所

横浜南本牧ふ頭 MC-1・2 コンテナターミナル

(3) 対象コンテナ

上記ターミナルのメインゲートより搬出入される全てのコンテナ貨物

(4) 手順

関係省庁合同の運用マニュアルを整備し、次の手順を規定している。

①国土交通省は上記ターミナルの搬出入ゲートに設置した放射性物質検知施設により、搬出入される全てのコンテナ貨物について放射線が放出されているか否かを検知する(一次検査)。

②財務省横浜税関は、コンテナ貨物から一定のレベルを超える放射線が検知された場合、国土交通省から通報を受け、放射線検知と貨物(申告)情報との間の整合性に異状がないか確認するとともに、さらに詳細な検査の必要性について判断する。

- ③税関は、コンテナ貨物に異状の可能性があると判断した場合、携帯型放射線検知装置を用いた検査を行う（二次検査）。
- ④上記検査の結果、税関がコンテナ貨物中に、違法な核物質その他の放射性物質が存在する（又は可能性が高い）と判断した場合には、税関は、文部科学省等へ通報し、文部科学省はその状況に応じて現地に職員を派遣することも含め検討し、公衆の安全確保等のため放射性物質の取扱・移動・保管等について、当該貨物所有者に対し、指導及び助言を行う。

3. その他

本パイロット・プロジェクトは横浜港埠頭公社及びターミナル運営会社の協力を得て実施するものである。

